

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

# 福 島 県 報

## 目 次

### 告 示

- 生活保護法による医療扶助等のため医療機関を指定した件 二
- 生活保護法による指定医療機関の所在地を変更した旨届出があった件 二
- 生活保護法による指定医療機関の指定を辞退した件 二
- 生活保護法による指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった件 二
- 生活保護法による指定医療機関が指定を辞退した件 二
- 指定漁船を普通損害保険に付すべきことについて同意があった件 二
- 漁船損害等補償法第百十二条第一項の規定による同意を求めるため届出があった件七件 二
- 土地改良事業計画を適当と決定した件 三
- 保安林の指定をする予定である旨通知があった件 三
- 道路の区域を変更する件 三
- 公 告 三
- 地方税法により特約業者の指定を取り消した件 三
- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった件二件 三
- 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者を指定した件 三
- 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業を廃止した旨届出があった件 三
- 福 島 県 警 察 本 部 三
- 一般競争入札を行う件二件 三

## 告 示

### 福島県告示第二十九号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十一年一月二十三日

福島県知事 佐藤 雄 平

名 称 所在地 指定年月日  
 鏡石クリニック 岩瀬郡鏡石町本町二〇一—三 平成二〇年二月一日

渡辺医院 二本松市正法寺町一八六一— 同 年同 月四日

エルム調剤薬局相馬店 相馬市沖ノ内一—二—五 同 年同 月一日

スマイル薬局二本松店 二本松市正法寺町一九九—一 平成二二年一月五日

(社会福祉課)

### 福島県告示第三十号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の所在地を変更した旨届出があった。

平成二十一年一月二十三日

福島県知事 佐藤 雄 平

名 称	所 在 地	変 更 前	変 更 後
福島県厚生農業協同組合連合会坂下厚生総合病院	河沼郡会津坂下町字逆水一八五六	河沼郡会津坂下町字逆水五〇	河沼郡会津坂下町字逆水五〇

(社会福祉課)

### 福島県告示第三十一号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった。

平成二十一年一月二十九日

福島県知事 佐藤 雄 平

名 称 所在地 廃止年月日  
 どうまちクリニック 石川郡石川町字当町七七—七 平成二〇年九月一日

星野クリニック 大沼郡会津美里町字川原町北甲一七六〇 同 年一

緑川医院

須賀川市長沼字豊町七二

月三〇日

同 年二  
月三一日

岩井薬局競馬場前店

福島市旭町九一二四

平成二〇年一  
月三〇日

調剤薬局ゼネファーム千石 会津若松市花畑東三三三〇  
店

平成二〇年六  
月三〇日  
(社会福祉課)

福島県告示第三十二号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十一条第一項規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、次の指定医療機関は当該指定を辞退した。

平成二十一年一月二十三日

名 称 所 在 地

福島県知事 佐藤雄平

指定辞退年月日

平成二十一年一月二〇日  
(社会福祉課)

福島県告示第三十三号

漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第一百二十二条第一項の規定により、相馬加入区の指定漁船所有者から、その所有する指定漁船の全部を普通損害保険に付すべきことについて同意があった。

平成二十一年一月二十三日

福島県知事 佐藤雄平

(水産課)

福島県告示第三十四号

漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第一百二十二条第一項の規定による同意を求めため、次のとおり届出があった。この届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成二十一年一月二十三日

福島県知事 佐藤雄平

一 届出事項

1 発起人の住所及び氏名

いわき市勿来町九面横石八番地

同 市勿来町九面坂下十八番地の一

渡邊 徳二

小野 良一

同 市勿来町九面九浦町八番地の二  
加入区  
勿来加入区

伊藤 政明

3 漁船損害等補償法第一百三十一条の申出の相手方の漁業協同組合の名称  
いわき市漁業協同組合

二 指定漁船調書の縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成二十一年一月二十三日から同年二月六日まで

2 縦覧の場所

いわき市久之浜町久之浜字館ノ山九番地 いわき市漁業協同組合

(水産課)

福島県告示第三十五号

漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第一百二十二条第一項の規定による同意を求めため、次のとおり届出があった。この届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成二十一年一月二十三日

福島県知事 佐藤雄平

一 届出事項

1 発起人の住所及び氏名

いわき市小浜町渚六十七番地

同 市小浜町渚二百九十一番地

同 市小浜町渚六十六番地

加入区  
植田加入区

3 漁船損害等補償法第一百三十一条の申出の相手方の漁業協同組合の名称  
いわき市漁業協同組合

二 指定漁船調書の縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成二十一年一月二十三日から同年二月六日まで

2 縦覧の場所

いわき市久之浜町久之浜字館ノ山九番地 いわき市漁業協同組合

(水産課)

福島県告示第三十六号

漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第一百二十二条第一項の規定による同意を求めため、次のとおり届出があった。この届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦

覧に供する。

平成二十一年一月二十三日

福島県知事 佐藤 雄平

一 届出事項

1 発起人の住所及び氏名

いわき市江名字北町二十一番地

同 市永崎字宮田二十五番地

同 市折戸字折戸四十六番地

加入区の名称

江名加入区

3 漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出の相手方の漁業協同組合の名称

いわき市漁業協同組合

江名漁業協同組合

中之作漁業協同組合

二 指定漁船調書の縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成二十一年一月二十三日から同年二月六日まで

2 縦覧の場所

いわき市久之浜町久之浜字館ノ山九番地

同 市江名字南町百十四番地

同 市中之作字勝見ヶ浦五十一番地

同 中之作漁業協同組合 (水産課)

福島県告示第三十七号

漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)第五条第一項の規定により、

漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十二条第一項の規定による同意

を求めるため、次のとおり届出があった。この届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦

覧に供する。

平成二十一年一月二十三日

福島県知事 佐藤 雄平

一 届出事項

1 発起人の住所及び氏名

いわき市平豊間字下町十七番地

同 市平薄磯字北街六十六番地

同 市平薄磯字北ノ作二十二番地の一

加入区の名称

豊間加入区

3 漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出の相手方の漁業協同組合の名称

いわき市漁業協同組合

二 指定漁船調書の縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成二十一年一月二十三日から同年二月六日まで

2 縦覧の場所

いわき市久之浜町久之浜字館ノ山九番地

同 中之作漁業協同組合 (水産課)

福島県告示第三十八号

漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)第五条第一項の規定により、

漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十二条第一項の規定による同意

を求めるため、次のとおり届出があった。この届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦

覧に供する。

平成二十一年一月二十三日

福島県知事 佐藤 雄平

一 届出事項

1 発起人の住所及び氏名

いわき市四倉町字八日四十一番地の三

同 市四倉町上仁井田字東山五番地

同 市四倉町字栗木作百七番地の十八

加入区の名称

四倉加入区

3 漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出の相手方の漁業協同組合の名称

いわき市漁業協同組合

二 指定漁船調書の縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成二十一年一月二十三日から同年二月六日まで

2 縦覧の場所

いわき市久之浜町久之浜字館ノ山九番地

同 中之作漁業協同組合 (水産課)

福島県告示第三十九号

漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)第五条第一項の規定により、

漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十二条第一項の規定による同意

を求めるため、次のとおり届出があった。この届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦

覧に供する。

平成二十一年一月二十三日

福島県知事 佐藤 雄平

一 届出事項

1 発起人の住所及び氏名

- いわき市久之浜町久之浜字立百三十四番地 江川 章  
 同 市久之浜町久之浜字立十九番地の一 吉田 実  
 同 市久之浜町久之浜字東町二十九番地の三 新妻 和夫  
 2 加入区の名称 久之浜加入区  
 3 漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出の相手方の漁業協同組合の名称  
 いわき市漁業協同組合  
 二 指定漁船調書の縦覧の期間及び場所  
 1 縦覧の期間  
 平成二十一年一月二十三日から同年二月六日まで  
 2 縦覧の場所  
 いわき市久之浜町久之浜字館ノ山九番地 いわき市漁業協同組合  
 (水産課)

福島県告示第四十号

漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十二条第一項の規定による同意を求めため、次のとおり届出があった。この届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成二十一年一月二十三日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 届出事項  
 1 発起人の住所及び氏名  
 相馬郡新地町大戸浜字浜北六十四番地の二 東 胞 男  
 同 郡同 町谷地小屋字釣師三十七番地 小 野 重 美  
 同 郡同 町谷地小屋字浜畑四十六番地 荒 寛 幸  
 2 加入区の名称 新地加入区  
 3 漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出の相手方の漁業協同組合の名称  
 相馬双葉漁業協同組合  
 二 指定漁船調書の縦覧の期間及び場所  
 1 縦覧の期間  
 平成二十一年一月二十三日から同年二月六日まで  
 2 縦覧の場所  
 相馬市尾浜字追川百九十六番地 相馬双葉漁業協同組合  
 (水産課)

福島県告示第四十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十五条第三項で準用する同法第八

条第一項の規定により、高越松ヶ作地区土地改良事業共同施行が高越松ヶ作地区に係る区画整理事業を行うための土地改良事業計画を適当とする旨決定した。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。  
 平成二十一年一月二十三日  
 福島県知事 佐藤 雄平

- 一 縦覧に供する書類  
 1 土地改良事業計画書の写し  
 2 規約の写し  
 二 縦覧の期間  
 平成二十一年一月二十六日から(二十二日間)  
 同 年二月十六日まで  
 三 縦覧の場所  
 二本松市役所  
 (農村計画課)

福島県告示第四十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。  
 平成二十一年一月二十三日  
 福島県知事 佐藤 雄平

- 一 保安林予定森林の所在場所  
 南会津郡只見町大字小川字金石ヶ鳥屋一一九六の二  
 二 指定の目的  
 水源のかん養  
 三 指定施業要件  
 1 立木の伐採の方法  
 (一) 主伐は、択伐による。  
 (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、只見町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
 (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
 次のとおりとする。  
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室治山対策課及び只見町役場に備え置いて縦覧に供する。)  
 (治山対策課)

福島県告示第四十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木道路総室道路計画

課及び福島県南会津建設事務所で平成二十一年一月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年一月二十三日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前 変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
国道三五 二号	南会津郡南会津町小立 岩字居平五〇番地先か ら 同 郡同 町小立 岩字居平四〇四番二地 先まで	変更前 変更後	一五・〇 四七・〇	六一一・〇 六一一・〇

(道路計画課)

公 告

公告第三十五号

地方税法(昭和二十五年法律第二百一十六号)第七百条の六の四第三項の規定により、次のとおり特約業者の指定を取り消した。

平成二十一年一月二十三日

福島県知事 佐藤 雄平

氏名又は名称

代表者の氏名

主たる事務所又は事業  
所の所在地

イー・エス・カトー  
株式会社

加藤 敏彦

会津若松市中央一丁目  
四一―一五

(税 務 課)

公告第三十六号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十一年一月二十三日

福島県知事 佐藤 雄平

一 申請のあった年月日

平成二十年十二月二十六日

二 名称

- 一 NPO法人サポートクラブキャロット
- 二 代表者の氏名 民井 正男
- 三 主たる事務所の所在地 福島県郡山市菜根五丁目十六番十六号
- 四 定款に記載された目的 この法人は、障害者の社会復帰に向けた活動及び生活に対する援助、支援を行い、障害者の福祉向上に寄与する事を目的とする。

(文化振興課)

公告第三十七号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十一年一月二十三日

福島県知事 佐藤 雄平

一 申請のあった年月日

平成二十年十二月二十六日

二 名称

特定非営利活動法人はぐくみ共育会

三 代表者の氏名

飯森 裕一

四 主たる事務所の所在地

福島県郡山市富久山町久保田字伊賀河原一番

五 定款に記載された目的

この法人は、広く近在の子どもたちとその保護者のなかで、子育てにサポートを必要とする方々の保育援助活動に積極的に取り組むとともに、より良い育児環境の醸成のために、保育ならびに保育に関する情報発信などを含めた諸活動に寄与することを目的とする。

(文化振興課)

公告第三十八号

障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)第二十九条第一項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成二十一年一月二十三日

福島県知事 佐藤 雄平

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所所在地	指定年月日	サービスの種類	サービスの主たる対象者
--------	---------	--------	---------------	-------	---------	-------------

みどりの森	福島市渡利字平ヶ森一三四	特定非営利活動法人虹色の樹	福島県福島市渡利字平ヶ森一三二一四	平成二十二年一月一日	共同生活介護 共同生活援助	知的障害者 精神障害者
ヘルパス ーシヨ ン・シ ヤロー ム	須賀川市稲荷町五ー一 パンシヨ ン石堂一〇二	有限会社パブリック	同 県須賀川市森宿字鍛冶山八ー六	同	居宅介護 重度訪問 介護	特定なし
アマ カ 福 島 介 護 セ ン タ ー	福島市西中 央四ー一四 ー四レジ デ ン ス・サ ニ ー 一〇五	株式会社 M	東京都港区 東麻布一 二八ー一 三	同	同	同
すいと ぴー 介 護 ス テ ー シ ョ ン 中 央	いわき市中 央台飯野 四 一 七 ー 二	日総ニ フ テ ィ 株 式 会 社	神奈川県横 浜市港北 区 新 横 浜 一 一 四 ー 一 日 総 工 産 新 横 浜 ビル	同	同	同

(障がい福祉課)

公告第三十九号

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第四十六條第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から当該指定に係る次に掲げる障害福祉サービスを廃止した旨届出があった。

平成二十一年一月二十三日

福島県知事 佐藤 雄平

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所所在地	廃止年月日	サービスの種類	サービスの主たる対象者
--------	---------	--------	---------------	-------	---------	-------------

パ ー ン ナ ル ケ ア ス タ ッ プ 株 式 会 社	いわき市中 央台飯野 四 一 七 ー 二	パ ー ン ナ ル ケ ア ス タ ッ プ 株 式 会 社	福島県いわ き市中央台 飯野四一七 ー 二	平成二〇年 一二月三二 日	居宅介護 重度訪問 介護	身体障害者 知的障害者 障害児
---	--	---	-----------------------------------	---------------------	--------------------	-----------------------

(障がい福祉課)

福島県警察本部

福島県警察本部公告第1号

ネットワーク監視システム機器等の賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6第1項及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。)第246条第1項の規定により公告する。

平成21年1月23日

福島県警察本部長 久保 潤二

- 入札に付する事項
  - 借入物品の名称及び数量 ネットワーク監視システム機器等の賃貸借 一式(搬入、据付け、調整、機器保守等を含む。)
  - 借入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
  - 借入期間 平成21年3月1日から平成25年2月28日まで
  - 納入場所 入札説明書及び仕様書による。
- 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
 

次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

  - 施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
  - この公告の日から入札の日までの間に福島県から指名停止を受けていない者であること。
  - この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと類似する物品について、生産し、販売し、又は貸与した相当期間の実績を有する者であること。
  - 当該物品を借入期間中確実に貸与できる者であること。
  - 当該物品に係る保守、修理、物品供給等を借入期間中円滑に行い得る者であること。
- 入札に参加する者に必要な資格の確認
 

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(3)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成21年2月2日(月)午後5時まで

でに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認の申請をすること。

郵便番号960-8686 福島県福島市杉妻町2番16号  
 福島県警察本部警務部会計課入札係  
 電話024-522-2151

#### 4 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。

(2) 入札及び開札の日時及び場所 平成21年2月9日(月)午後1時30分 福島県警察本部入札室(福島県福島市杉妻町5番75号)

(3) その他 郵便による入札は、不可とする。

#### 5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

#### 6 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

#### 7 その他

(1) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に該当金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(3) 契約書作成の要否 要

(4) その他 詳細は、入札説明書による。

(会 計 課)

#### 福島県警察本部公告第2号

郡山北警察署基幹系ネットワーク接続機器の賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6第1項及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。)第246条第1項の規定により公告する。

平成21年1月23日

福島県警察本部長 久 保 潤 二

#### 1 入札に付する事項

(1) 借入物品の名称及び数量 郡山北警察署基幹系ネットワーク接続機器 一式(搬入、据付け、調整、機器保守等を含む。)

(2) 借入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 借入期間 平成21年3月1日から平成25年2月28日まで

(4) 納入場所 入札説明書及び仕様書による。

#### 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

(1) 施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から指名停止を受けていない者であること。

(3) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと類似する物品について、生産し、販売し、又は貸与した相当期間の実績を有する者であること。

(4) 当該物品を借入期間中確実に貸与できる者であること。

(5) 当該物品に係る保守、修理、物品供給等を借入期間中円滑に行い得る者であること。

#### 3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(3)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成21年2月2日(月)午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認の申請をすること。

郵便番号960-8686 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県警察本部警務部会計課入札係

電話024-522-2151

#### 4 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。

(2) 入札及び開札の日時及び場所 平成21年2月9日(月)午後2時 福島県警察本部入札室(福島県福島市杉妻町5番75号)

(3) その他 郵便による入札は、不可とする。

#### 5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

## 6 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

## 7 その他

- (1) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に該当金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) その他 詳細は、入札説明書による。

(会 計 課)